

## 第2章 計画の基本方針

### 1 基本理念

中川村環境保全条例では、第3条において次の3つの事項を基本理念として定めています。本計画は、この基本理念に則って策定することとします。

- 環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恩恵を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

### 2 基本目標と目指すべき方向

本計画における基本目標と目指すべき方向は、上位計画である中川村第6次総合計画に合わせて、次のとおりとします。

#### ◆基本目標

『多くの自然に育まれ持続可能で快適に暮らし続けられる“なかがわ”』

#### ◆目指すべき方向

次世代に豊かな自然環境を継承するための保全に取り組むとともに、快適な生活環境と持続可能な社会を共に実現する“なかがわ”を目指します。

### 3 政策の体系

目指すべき方向を実現するための政策は、次のとおりとします。

- (1) 環境負荷の少ない持続可能社会の実現
  - ① 低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。
  - ② 循環型社会の実現に取り組みます。
- (2) 美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現
  - ① 自然環境の保全に取り組みます。
  - ② 公共用水域の水質汚濁の防止に取り組みます。
  - ③ 生活環境の保全に取り組みます。
  - ④ 空家等の対策に取り組みます。